

平成 23 年(2011 年)東北地方太平洋沖地震に伴う大雨警報等の発表基準の暫定的な運用

仙台管区气象台では、平成 23 年(2011 年)東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波により甚大な被害を受けた地域を対象に、堤防や排水施設等の被害、地盤の脆弱性、地盤沈下等を考慮し、洪水警報・注意報並びに土砂災害及び浸水害を対象とする大雨警報・注意報、高潮警報・注意報の発表基準を暫定的に引き下げて運用しています。

施設等の復旧状況や地震発生後からこれまでの降雨による浸水や土砂災害等の発生状況を検討した結果、平成 25 年 9 月 5 日より次のとおりに暫定基準を見直します。

○洪水警報・注意報及び浸水害を対象とする大雨警報・注意報

対象とする二次細分区域 (市町村等)	対象とする 警報・注意報の種類	基準の要素	暫定基準 (通常基準に対する割合)
仙台市東部、名取市、 塩竈市*、岩沼市、 多賀城市、気仙沼市、 石巻市、東松島市、 女川町*、松島町、 利府町、南三陸町、 七ヶ浜町*、亘理町*、 山元町	洪水警報・注意報	雨量	8割
		流域雨量指数	7割
	浸水害を対象とする 大雨警報・注意報	雨量	8割
登米市、大崎市東部、 涌谷町、美里町、大郷町	洪水警報・注意報	流域雨量指数	7割

*但し、塩竈市、女川町、七ヶ浜町、亘理町は流域雨量指数基準を設定していない。

○土砂災害を対象とする大雨警報・注意報

対象とする二次細分区域 (市町村等)	対象とする 警報・注意報の種類	基準の要素	暫定基準 (通常基準に対する割合)
仙台市東部、南三陸町、 石巻市	土砂災害を対象とする 大雨警報・注意報	土壌雨量指数	8割

○高潮警報・注意報

対象とする二次細分区域 (市町村等)	警報基準	注意報基準
仙台市東部	1.3	0.6
塩竈市	1.0	0.6
名取市	1.2	0.6
多賀城市	1.3	0.6
岩沼市	1.3	0.6
亘理町	1.2	0.6
山元町	1.1	0.6
松島町	1.0	0.6
七ヶ浜町	1.0	0.6
利府町	1.0	0.6
石巻市	0.9	0.6
東松島市	1.0	0.6
女川町	0.9	0.6
気仙沼市	0.9	0.6
南三陸町	0.9	0.6

高潮警報・注意報の基準の潮位は「標高」で表し、単位はメートル